

児童手当所得制限・所得上限について

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安	所得上限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1200万円
4人	774万円	1002万円	1010万円	1238万円
5人	812万円	1040万円	1048万円	1276万円

所得の算出方法

◎給与所得者の方は給与所得控除後の所得額、他の所得者の方は確定申告書の所得額から、一律控除8万円と下記の所得控除該当額を控除した所得額を扶養人数に応じた所得制限限度額と照らし合わせて手当の支給額を判定します。所得額が所得上限限度額を超過した場合支給は受けられなくなります。

【所得控除】給与所得及び公的年金所得を有する場合は10万円控除

雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦（夫）控除、勤労学生控除

◎扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族である時は44万円）を加算した額